

令和8年第2回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年2月19日
2. 開催日時 令和8年2月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員  
2番 古川 正敏委員  
3番 廣瀬 秀男委員  
4番 青木千恵子委員  
6番 林 鉄雄委員  
7番 豊田美津雄委員  
8番 高田 住代委員  
9番 高田 里美委員  
10番 今尾 京子委員  
11番 武藤 誠委員  
12番 馬淵 正直委員  
13番 北村 一也委員  
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員

- 5番 浅野 隆士委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- |       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 鹿野 将弘 |
| 事務局次長 | 玉置 公司 |
| 書記    | 住 義之  |

## 8. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第7号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）

議案第8号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（貸借権の設定・移転）

日程第5 納税猶予制度の証明について

議案第9号 租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて

## 10. 審議の経過

(午後1時30分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第2回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番高田里美委員、10番今尾京子委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年1月14日から令和8年2月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。  
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第2号、報告第3号について、質疑等ありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

- 議 長 議案第5号番号1について、高田住代職務代理者ご意見ありますか。
- 高田職務代理者 特にありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第5号番号2、番号3及び議案第6号番号2について、古川正敏委員ご意見ありますか。
- 古川委員 3件ともに特に問題ないと思われます。よろしく願いいたします。
- 議 長 議案第6号番号1について、武藤誠委員ご意見ありますか。
- 武藤委員 当該地ですが、所有者が東京に住んで何十年間にわたり耕作放棄地となっており不動産会社が管理をしていた場所でした。耕作放棄するより有効活用したいとのことでした。参考までに岐阜県としては、駐車場を造成するにあたり砕石を敷く厚み分の表土を削ってから砕石を敷くようにとの指示を受けたと伺っています。特に問題ありません。
- 議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は13時50分とします。  
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 松野委員 先程専決処分の報告がありましたが、昨日資料が郵便で届き、穂積地区の現地を確認し内容は事務局の通りで了解しました。
- 北村委員 農業委員会会議規則によると3日前に通知することとなっておりますが、自分のところも24日の夕方に届きました。確認する時間が足りないので、会議規則のとおり3日前までに到着するよう送付してください。
- 事務局 2月19日木曜日に郵送させていただきましたが、発送中に祝日が入ったこと

も影響し、3日前の到着に至らなかったと思われます。できるだけ早く届くよう送付方法を考えたいと思います。

- 高田委員 毎月の案件の締め切りが10日でそこから資料を作成し、さらに会長と打ち合わせてから発送するため、どうしてもタイトになります。3日前到着は決まりとはいえ、各委員におかれましては、事務や郵便事情も考慮していただければと思います。
- 廣瀬委員 農地転用の届出について、これも10日締切ですか。
- 事務局 農地転用の届出は随時受付・受理ですが、報告資料に出ているのは毎月10日までの届出を掲載しています。
- 議長 それでは、議案第5号番号1について、今尾京子委員が関係者となりますので退席願います。（今尾委員退席）
- 議長 議案第5号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。（質疑、意見無し）
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第5号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。（全員挙手）
- 議長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 今尾委員の入室を認めます。（今尾委員入室）
- 議長 議案第5号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。（質疑、意見無し）
- 議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第5号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第5号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第5号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第6号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第6号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第6号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第4、農業中間管理事業法関連議案についてを議題とします。

議案第7号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（一括契約）」及び議案第8号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について（貸借権の設定・移転）」、事務局に説明を求めます。

（事務局説明）

○議 長 議案第7号については、1番から70番までありますが関係者がおりますので、関係者がいない番号を先に審議し、関係者がいる番号を後に審議します。

○議 長 議案第7号番号1から番号10について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 議案7号2番について、耕作者は主に重里、美江寺、十七条を中心に担い手として活動されています。この方が新規で宮田という離れた農地を借りられるとのことですが、宮田であれば（農）巢南営農組合が大規模に展開していると思われまます。事務局は受付の段階で巢南営農組合への集約化の説明をしているのか、それとも当事者間の決定で申請されたのか、受付時にどのような対応をされたのか説明願います。

○事務局 受付時の詳細までは把握しておりません。担い手ごとの集約化は意識していますが、あくまで双方合意で申請されることを重要視していますので、合意した内容に対してさらに変更を求めることは困難と考えています。ただ、委員がおっしゃられた担い手への集約ということは今後も意識したいと思います。

○北村委員 窓口での受付の際は、地域計画で目標地図が作成されていますので、集約化を考慮しつつご指導いただきたいと思います。

○議 長 その他、質疑、意見はありますか。  
（質疑、意見無し）

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。

議案第7号番号1から番号10について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。

（全員挙手）

- 議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。
- 議 長 議案第7号番号11から70については、今尾京子委員が、更に番号57については、高田住代職務代理者が関係者となりますので退席をお願いします。  
(高田職務代理者、今尾委員退席)
- 議 長 議案第7号番号57について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第7号番号57について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。  
高田職務代理者の入室を認めます。(高田職務代理者入室)
- 議 長 議案第7号番号1から10と番号57以外の番号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 松野委員 呂久字中ノ町196番の各筆について面積が100㎡未満のものが今回多数ありますが、ここはどんな農地ですか。
- 事務局 番号47から番号63まで面積が少ない物件が多数並んでいますが、呂久の土地改良事業で面積が少ない物件を揖斐川左岸堤防際に集約した場所があり、畔を取り払ってひとつにまとめて、水田として耕作中の場所になります。
- 議 長 その他、質疑、意見はありますか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第7号番号1から10と番号57以外の番号について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議 長 議案第8号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。  
議案第8号について「原案のとおり意見無し」でよろしい方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、「意見無し。」といたします。

○議 長 日程第6、「納税猶予制度の証明について」を議題とします。議案第9号「租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての相続税納税猶予の適用を受ける適格者証明願いについて」事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、十八条については私の担当地区になります。特に問題はありません。古橋について、馬淵正直委員ご意見ありますか。

○馬淵委員 何も問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議 長 議案第9号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第9号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案の通り決定されました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第2回総会を閉会いたします。